

平成 29 年 3 月 吉日

各位

 三重県経営者協会

会長 小倉 敏秀

## 人事・労務担当者勉強会開催のご案内

(4月労管第2部会開催ご案内)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営に多大なるご協力とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月労務管理改善協力委員会第2部会を下記の通り開催致します。つきましては労務管理改善協力委員会の会員以外の方もご興味のある方は是非ご参加頂きます様お願い致します。

※育児・介護休業法が改正となりました。それに伴い、現在労働相談が急増しているマタニティハラスメント(マタハラ)に関する法律が強化されました。マタハラに関する法律、また該当する言動には何があるのか、さらに不利益とはどのような場合に認定されるのか等を学んで頂きます。法律改正により、マタハラを行った事業主だけでなく、上司や同僚も損害賠償等の対象となりますので、注意が必要となります。専門の特定社会保険労務士の先生に解説して頂きます。人事・労務ご担当者は是非ともご参加頂き、今後の参考にして頂ける内容であります。

誠に恐縮ですが、ご参加の場合、下記申込書にて4月11日(火)までに事務局宛ご一報下さい。

敬具

記

1. 日 時 平成29年4月18日(火) 13:30~16:30

2. 会 場 プラザ洞津 3階「孔雀の間」(近鉄津新町駅下車、西へ徒歩3分)  
津市新町1-6-28 TEL 059-227-3291

3. 内 容 【講演テーマ】

「育児・介護休業法改正に伴う職場のマタハラに関する法的知識と裁判例等について」

- ・ハラスメントについて(パワハラ・セクハラ・モラハラ・LGBT等)
- ・マタハラとは

- ・マタハラに関する法律等
- ・違法なマタハラとは
- ・マタハラ裁判例
- ・マタハラを防止するために
- ・ケーススタディ

講師：グッドライフ設計塾 代表 菅田 芳恵 氏  
 (特定社会保険労務士・産業カウンセラー)

4. 参加費 1名につき3,000円 (労務管理改善協力委員会会員外)

※振込先 百五銀行 本店 普通預金 12113

口座名 三重県経営者協会

-----キ-----リ-----ト-----リ-----セ-----ン-----

人事・労務担当者勉強会参加申込書 (平成29年4月18日)  
 (4月労管第2部会)

※請求書 ( 要 ・ 不要 )

参加会費 ( ) 名分 ( ) 円也

参加者	御職名	御名前

会 社 名 \_\_\_\_\_

役職・お名前 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_



三重県経営者協会 〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3F

TEL 059-228-3557・3679 FAX 059-228-3710・3575